

奈良県告示第百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、筒井土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和六年六月十四日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	石田 克正	大和郡山市筒井町一六二七
〃	伊豆 幸次	〃 〃 一五四〇
〃	堀江 正次	〃 〃 一四九六
〃	塚本 勇	〃 〃 一五五三
〃	岡本 陽介	〃 〃 一五二二
〃	藤田 正信	〃 九条平野町一―四一
〃	森村 浩行	〃 筒井町一五六五―一
〃	西本 弘之	〃 〃 一六〇〇
〃	面本 勝治	〃 〃 八二五
〃	矢尾 正則	〃 〃 一六四一
〃	松田 悦治	〃 〃 一三九五―一
監事	奥田 敏夫	〃 〃 二二五
〃	灰藤 茂祐	〃 〃 一五八八
〃	中川 光義	〃 〃 一五六九
〃	竹本 嘉之	〃 〃 一三七九
〃	西岡 進	〃 〃 一五九五

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	石田 克正	大和郡山市筒井町一六二七
〃	伊豆 幸次	〃 〃 一五四〇
〃	堀江 正次	〃 〃 一四九六
〃	塚本 勇	〃 〃 一五五三
〃	寺前 良昭	〃 〃 一三二七―一
〃	藤田 正信	〃 九条平野町一―四一

